

新座市告示第 227 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

令和 8 年 6 月 11 日

新座市長 並 木

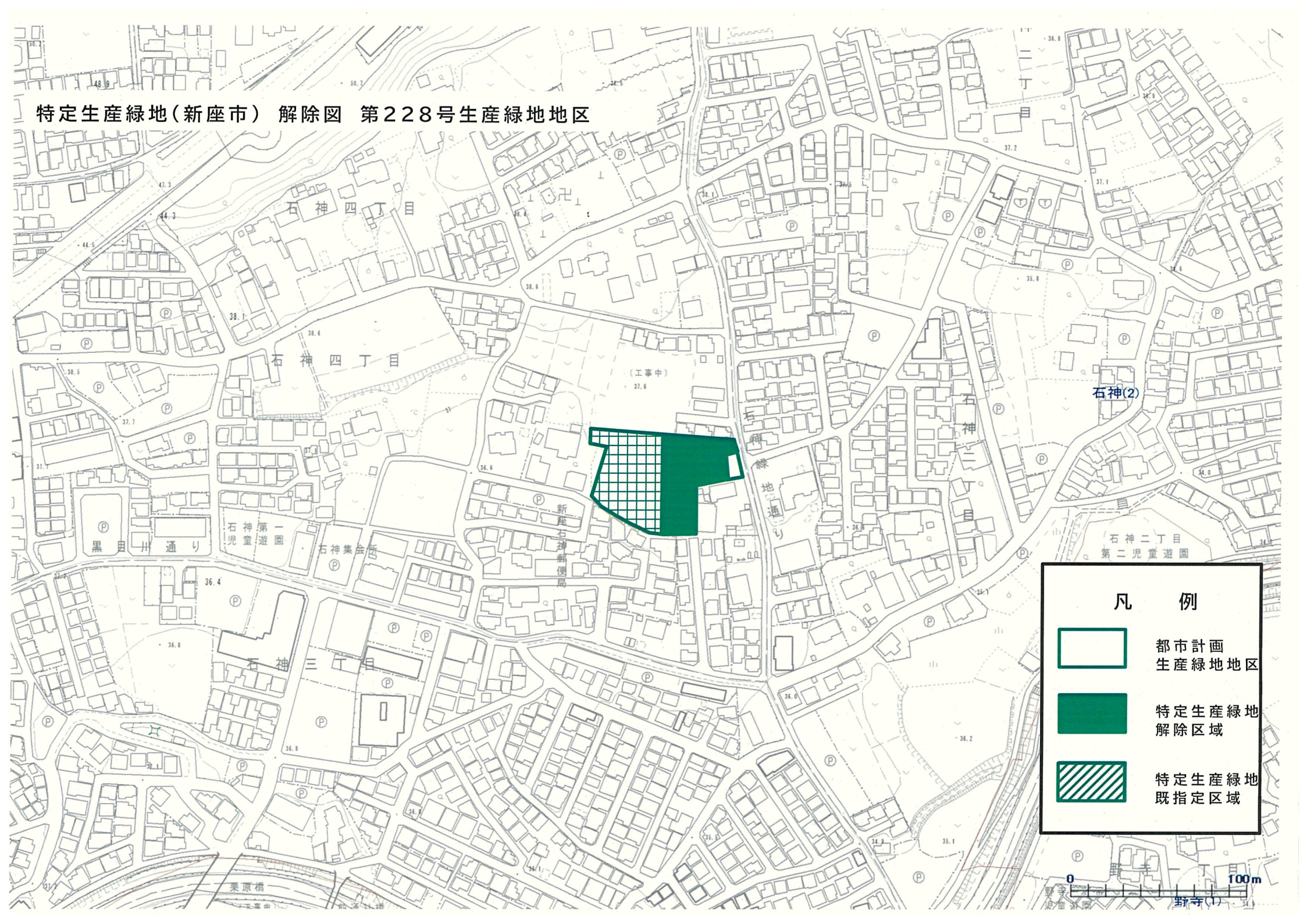
傑




生産緑地 地区番号	位置	区域 (区域番号)	特定生産緑地 の面積	指定解除日
第 2 2 8 号	新座市石神四丁目地内	2 2 8	約 0. 1 5 ha	令和 8 年 6 月 1 1 日

区域の表示は、別紙指定図のとおり

特定生産緑地(新座市) 解除図 第228号生産緑地地区



凡 例

-  都市計画
生産緑地地区
-  特定生産緑地
解除区域
-  特定生産緑地
既指定区域

